別表第十六の備考一中「前々会計年度」を「対象期間」に、「前会計年度に」を「申請年度の前会計年度の十月一日から当該年度の末日までの期間に」に、「前会計年度の」を「当該年度の」に改め、同表の備考二中「前々会計年度」を「対象期間」に、「前会計年度に」を「申請年度の前会計年度の十月一日から当該年度の末日までの期間に」に、「前会計年度の」を「当該年度の」に改め、同表の備考四中「前々会計年度」を「対象期間」に改め、同表の備考六中「前々会計年度において」を「対象期間において」に、「当該年度に」を「当該期間に」に、「当該年度の前年度」を「当該期間前」に、「Aは、前々会計年度」を「Aは、対象期間」に、「前々会計年度の期間」を「対象期間」に、「前々会計年度の会計年度中に」を「当該期間において」に、「前々会計年度の会計年度末」を「当該期間の末日」に、「Cは、前々会計年度」を「Cは、対象期間」に、「前々会計年度の全期間」を「対象期間の全期間」に、「Dは、前々会計年度」を「Dは、対象期間」に、「前々会計年度に定格出力」を「対象期間に定格出力」に、「前々会計年度における定格出力」を「対象期間における定格出力」に改め、「（安全性を確保するための出力低下期間を除く。）」を削り、「当該期間に」を「対象期間に定格出力を低下させて運転した期間に」に改める。

別表第十八の備考一中「交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前々会計年度」を「対象期間」に改め、「年間」を削り、同表の備考三、五及び七中「交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前々会計年度」を「対象期間」に改め、同表の備考七中「年間」を削り、同表の備考十一及び十三中「交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前々会計年度」を「対象期間」に改め、同表の備考十三中「年間」を削る。

**附　則**

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の改正規定（「前々会計年度の」の下に「十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（別表第八において「対象期間」という。）」を加える部分に限る。）、第十一条第一項第四号、第七号から第九号まで及び第十一号並びに同条第二項第五号及び第六号の改正規定、第十二条第一項第一号イの改正規定、第十四条第二項の改正規定（「係る」の下に「第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく」を加える部分及び「前項」を「前項の規定」に改める部分を除く。）、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、別表第二の備考二の改正規定、別表第八の表（一）及び表（二）の改正規定（「交付年度の前会計年度」を「申請年度の前会計年度」に改める部分を除く。）、別表第八の備考の改正規定（備考三の改正規定を除く。）、別表第十六の備考の改正規定並びに別表第十八の備考の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

**○文化庁告示第十九号**

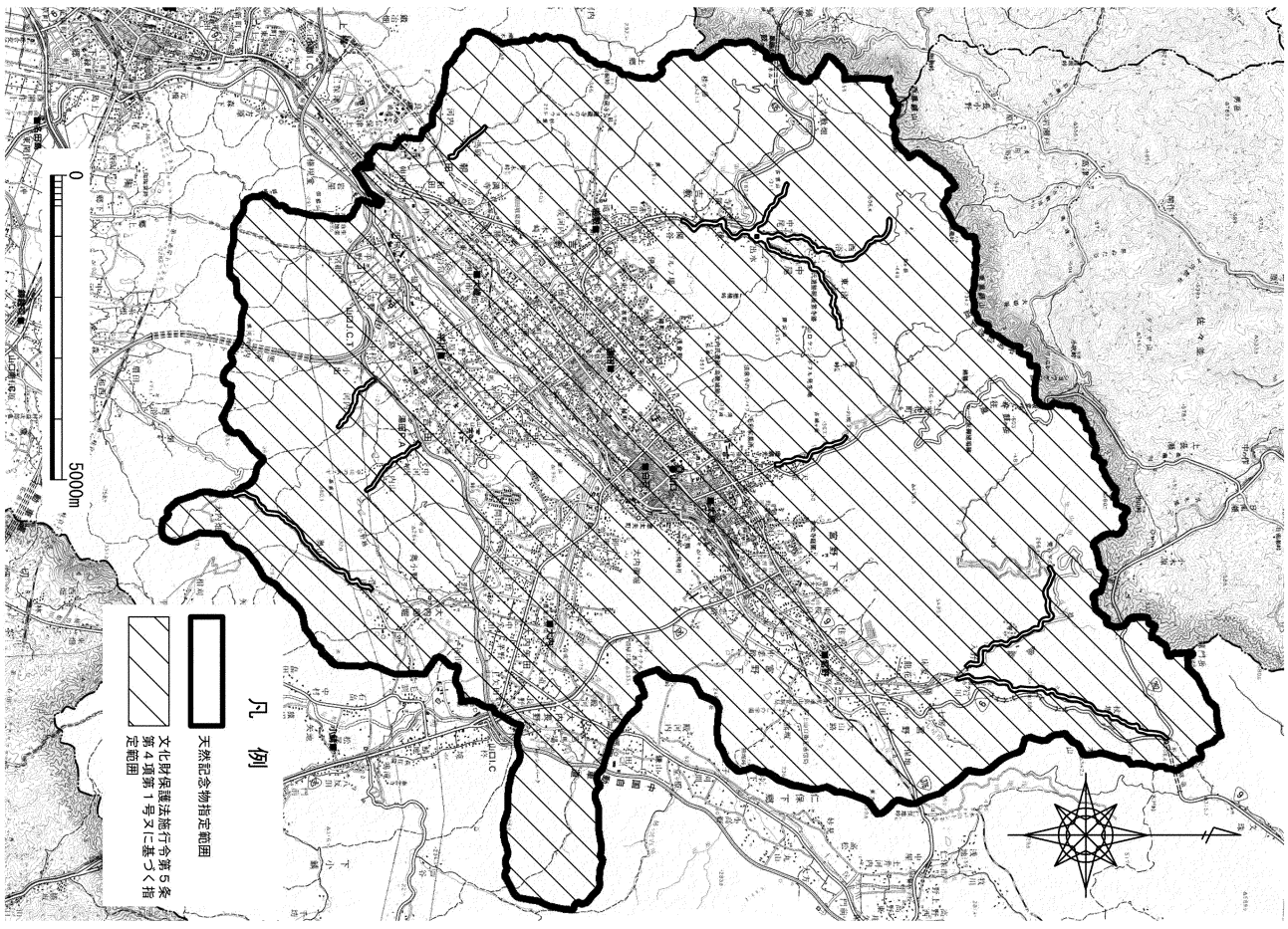
文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第四項第一号ヌの規定により、次の表に掲げるとおり指定区域を指定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月一日

文化庁長官　青柳　正規

| 種別 | 名称 | 指定区域 | 許可等の事務を行う教育委員会 |
|---|---|---|---|
| 天然記念物 | 山口ゲンジボタル発生地 | 山口県山口市の一部（別図のとおり） | 山口市教育委員会 |

備考　別図は省略し、当該指定区域において許可等の事務を行う教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）




天然記念物山口ゲンジボタル発生地　権限委譲区域参考図